

平成 20 年 11 月 20 日 文教常任委員会

此村委員

私からも神田高校の入学者選抜について、まずお聞きしたいと思いますが、私の用意した質問は、もうほとんど今までの 4 人の質問の中でいろいろと出てまいりましたので、確認と若干角度を変えて何点かお聞きしたいと思っております。

そもそも今回の問題の論点でございますが、公表されていない基準で、面接以外の場で身なり、態度を見て合否を決定したと、こういうふうに解釈していいのでしょうか。それとも若干付け足すところがあるとか、何かありましたらお答えいただきたいと思えます。

高校教育課高校教育企画室長

面接の場以外の場での態度等を評価されたということでございます。

此村委員

公表されていないんですか。

高校教育課高校教育企画室長

公表されておらないものでございます。

此村委員

そうしますと、今後は先ほどの質疑の中で、これから行われる選抜試験で、神田高校においていわゆる今回の問題の反省を踏まえて、新しい選考基準をつくってやるんだと、こんなお話でしたが、改めてどういう基準なのかお答えいただきたいと思えます。

高校教育課高校教育企画室長

平成 21 年度の入学者選抜の選考基準というのは、申し訳ございません、実は 7 月に既に公表をされております。その中の面接の結果の扱いというのが今回の主な論点かと思えますが、この中で面接官が四つの項目を評価する。その評価の内容としては志願の理由が明確であるか。将来の希望について明確な考えを持っているか。学習意欲、学校生活に対する積極性に富んでいるか。それから面接に対して真しな態度で臨んでいるか。

そしてその具体的な選考の方法ということが、次に書いてございまして、それがこの面接の結果の得点も含めすべてを合計し、そしてここから再度新たに加えられたところでございますけれども、面接態度の評価に C がない者、面接態度の評価に C がある者、これについてそれぞれについて得点の高い順に並べて選考すると、こういう項目が平成 21 年度入学者選抜に当たっては記載された。これが前期、後期ともにとということでございます。

此村委員

細かいことですが、身なりについてはどうですか。

高校教育課高校教育企画室長

身なりということでございますが、服装そのもの、例えばこれがどこか破れているとか汚れているとか、だからというそういった表面的なものではございませんで、要は受検の面接というような場面で、それにふさわしい身だしなみと申しますか、要はそういったきちんとして服を着ることは、要するに面接を受ける態度、学校に入りたいからしっかりしたい、そういう気持ちをそういったところからきちっと評価する。そういった意味での真しな態

度というふうを考えております。

此村委員

あと、茶髪とかね。県立高校に通っている子で茶髪の子は一杯見ておりますし、私立だとなかなか茶髪だとかそういうような子はいれないよというようなことで、大体、門前払いをされているケースが多いようですが、これは基本的なことなんです、私立高校では厳しい、駄目だという一つの基準があるわけです。身なりも態度も含めて。県立高校なら許されるよと。この違いは、私立高校で駄目だという、駄目だと言っても私立高校によって大分違うとは思いますが、公立高校ならば非常に広く許容されている。この辺の県教委の基本的な考え方をお聞きしておきたいと思います。

高校教育課高校教育企画室長

今、委員がおっしゃったとおり、私立高校においても非常に指導が難しい生徒をお受けいただいている学校はやはりございます。そういったことは置いておきまして、公立高校につきましては、やはり幅広い生徒層を受け入れていくというのが、ある意味、公立の役割というふうを考えております。私学は建学の精神にのっとり、そういった自分の学校の正に特色に見合った生徒をとっていく。一方、公立はいろいろな生徒が幅広くいるわけですので、できるだけ生徒の目的とか特色に合わせた学校も用意してございますので、その中で生徒さんをできるだけ広く受け入れていく。こういった役割分担というのはあるというふうに認識しております。

此村委員

分かりました。

それはそれで大変結構なことです、その役割が十分果たせるような一つの環境づくりと対応が、私は必要であろうと、こういうふうに思っているわけですが、今回の問題を踏まえて、ある意味では今回問題になったということはどう契機にして、毒を変じて薬となすではないですけども、どのようにしていくかという取組が大事なんだろうと思うんです。

その中で、服装だとか態度だとかという、若干というか非常にあいまいというか、それは見る側、見る教師によって、先ほども鈴木委員から意見がありました、人によって違うようなことであってはいけないわけでありますので、やはり先ほども質問がありましたけれども、改めてそういった基準を、どこまで基準にするかという、きちきちとした基準をつくるのか、ある程度一定の幅を持たせたものをつくるのかは別にしまして、やっぱりこれは基準をきちっとつくって公平性と、それから服装でもどんな服装をしていったら良いのかとか、余りきっちりしなければ駄目だとかというのもいけないし、かといって、何でも良いみたいなことでもいけないし、じゃ、茶髪でも良いのか、ロングでも、恐らく公立の方は良いんだろうと思うんですが、その辺のところを、とにかく一定の基準をつくるということが非常に大事だと思っております、改めてお聞きしておきたいと思っております。

高校教育課長

まず、全体といたしまして、服装等、頭髪等あるいは面接における態度等につきましては、中学校の先生方、特に3年の担任の先生を中心とした進路指導担当の先生方が事前指導というのをかなりきちっとやっていたら、こういう認識でおります。したがって、私ども、実は年に3回ほど進路指導中高連絡協議会というのをやっております、中学校の校長先生それから高校の校長先生を集めまして、進路指導に関する会議をやっております。その中で、私どもが言っているのは、中学校の指導につきましては日ごろから

きちっとやっていたにしていることについて、きちっと認識を私どもは持っております。

その指導にもかかわらず、やはり当日、服装が乱れているとか、あるいは髪の毛を染めてくるというようなことにつきましては、やはりある一定線で、面接等で態度も含めまして、高等学校側の方できちんとした判断を下さなくてはいけないというふうに考えております。

ただ、委員おっしゃるとおり、漠然とした基準ではこれはなかなか厳しい面もありますので、選考基準は各学校の校長が定めるものでございますが、私どもの方は人権担当の所管もありますので、そういうところと相談しながら、これにつきましては、またガイドラインを定めつつ、高校側の方の指導をしていきたいというふうに考えております。

此村委員

それでは、この後、責任問題ということで、知事が今後責任を問わないと言ったんですか、処分をしないと行ったんですか忘れましたが、ちょっとあいまいな表明がなされて、先ほど教育長の方から、教育委員会としてはきちっと検討して対応すると、こういうお話がありました。私も正にそのとおりでというふうに思っております。

先ほどいろいろと議論がありましたが、私は特に教育の場で、そしてまた多くの皆さんが注目をしている今回の問題で、県教委がどのような対応をするかというのは、非常に注目されておりますし、また今後の一つの流れ、教育の現場の流れを決定する、そういう重要な課題であると思っております。

それで、いろいろと先ほどこういう部分が悪いんだと、これはこれで、校長先生も含めた、それ以外にもだれかいらっしゃるのかも分かりませんが、悪いところは悪いと。しかし、ここはまた非常に、先ほどもいろいろお話がありましたように、要するに嘆願書が出てくるぐらい、既に皆さんも評価されているような努力の積み重ねもあったという、この辺のところ、いわゆる信賞必罰という、どこが悪いんだということを明確にする。だから、この学校の場合、この校長がとった行為のどこが悪いんだという、悪いところは悪いところできちっと指摘をして、それはそれで今後の考慮をする。もう一つは、やっぱり本当に努力をして、一定の結果も出してきたという信賞の部分も、これもきちっと評価する。そして、功罪がどういう形になるのか、そういうことを含めて、学校の生徒、父兄、それから社会全体の多くが注目をしているわけでありますので、その辺の処分の仕方というものが非常に大事である。だから、なるほどさすがということと、それからやっぱりまじめに頑張ってきた人は、それなりにまた評価されるんだということも含めて、責任は責任として、また功績は功績として、その辺は十分考慮した、いわゆる信賞必罰という視点から、学校の生徒や父兄、それから社会に分かりやすい結論を導き出すための検討をすべきであると、このように思いますがいかがでしょうか。

教育長

先ほども御答弁させていただいたとおりでございますけれども、おっしゃるとおりでルール違反であったということは間違いない。それと先ほどからいろいろ御質疑の中でお話しさせていただいたとおり、神田高校の中で先生、校長、皆さん方が大変な努力の中で成果を出してきたということ、これも事実でございます。その二つの事実を踏まえて、今、委員から御指摘のあったとおりで、教育委員会の中でも既にいろいろな議論を、処分うんぬんの話ではなくても、この件については正に外で御議論いただいているのと同じようなことを、教育委員会の中でも議論しております。

ですから、もう一度、けじめをつけるという意味での対応について、きちっと先生方からもう一度しっかりとしたメッセージを、今までは事実確認のためにいろいろな調査をやっております。今度は先生方の正に信賞の部分も含めて、メッセージをきちっと受け止

めた上で、教育委員会として、教育委員会の中でも事前の議論の中ではいろいろ御意見が正にございました。ですから、きちっと教育委員会の中で、今まで、今日も御議論いただいたことを十分に踏まえて、教育委員会の中で議論して、県民の皆様、保護者の皆様、それから委員の先生方、皆さんに十分納得いただけるような結論が出せるように努力してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御支援のほどよろしくお願いいたします。

此村委員

そういうことでございます。この部分はここまでが入り口論なんですね。要するに、いわゆる課題校といわれる学校があつて、非常に大変だと。生徒指導のために教員の対応が大変だと、こういうことだけを言ったのではなくて、そういった生徒がいることによって、ちゃんと勉強をできる環境になかなかないところで勉強させられる生徒の方はもっとまた犠牲者でもあるわけでありますから、そういった問題も当然あるんだろうと思います。

今は入り口で、できるだけそういったことを含めて、生徒のためにも、また教職員のためにも、そういう人たちを入れないという、課題のある子供たちは入れないというような形の問題だと思うんです。なぜそこに至ったかといえば、そういう人たちが入ってきて、学校の中に課題校といわれる様々な問題が起こっていると、こういう事実がある。

問題はそこをどうするかという、この議論はやっぱりきちとなされなければならないと思うし、当然今までも皆さん努力をされてきたと思いますけれども、神田高校を含めまして、いわゆる課題校といわれる学校に対して、どのように今後対応をされていくのか、お聞きしたいと思います。

学校教育担当部長

先ほど来のお話の中にもるるございましたけれども、やはり公立高校としての役割というのはかなり幅が広い、そして様々な生徒、いろいろな状況にある生徒を受け止めながら、良い教育をやっていかなければいけない。そういう使命はどうしても帯びていると思います。そこは一つ、我々としての出発点かなというふうに思っています。

そういう中で、とは言いつつ、今のお話の中にあるように、いろいろな生徒が安心して学校の中で学べる環境をつくっていかなければいけませんから、その際に学校のルールとしてきちっと指導を重ねていかなければならない。そういう生徒の指導の在り方ということも、一方では厳しさも問われると思います。

しかしながら、そうした課題のある生徒をいろいろ見ますと、家庭環境の問題であつたり、あるいは学力の低さであつたり、あるいは表面的には生徒指導上の問題と見えますが、実はその背後には発達障害があるとか、そうしたこともいろいろ様々、今生徒に対する見方が出てきております。我々がそうした生徒に対する幅広い見方を、まずきちんと持ちながら、一人一人の生徒に対応していける体制を、各学校の相談体制も含めて、しっかりやっていく。

そして、一方で、しかしながらこれは義務教育ではございませんから、その中で生徒たちにもルールの理解、そしてそうしたものをしっかり守っていくという姿勢を求めていかなければいけないと思います。そうしたものを総合的に考えながら、場合によっては厳しい対応をすることも含めまして、やはり良い環境、すべての生徒にとって学びやすい環境の実現に、これはもう絶対努めていかなければいけないと思っております。

また、クリエイティブスクールでありますとか、あるいは昼間行われます多部制の定時制の高校でありますとか、そうしたような様々な課題を持つような生徒さんの学びやすい環境などもより積極的に良いものとしていくような、そういうことも併せて努めてまいりたいと考えております。

此村委員

この問題はこれで終わりますけれども、いずれにいたしましても、県立高校として大きな目標といいますか、広い目標を掲げて、様々な目標を掲げながら、問題も当然広い分、大きい分、いろいろとあるのだろうとは思いますが、更に御努力いただきまして、何とか本当にまじめに頑張っておられる先生方、それからまた本当に静かな恵まれた環境の中で勉強したいと思っている生徒たち、それからもう一つやっぱり、課題を持っているとはいえ、様々な環境の中でそれなりに努力し苦しんでいる子供たちもいるわけでありますので、総合的に大変だと思いますけれども、しっかりとした対応を是非お願いしておきたいと、このように思います。

今こういった神田高校の問題を取り上げたわけですが、各生徒といいますか、父兄から学校にいろいろな課題とか苦情とか、いろいろな問題を持ち込んでくるいわゆるクレームというやつで、その中には要求、要望という非常に極めてまじめな、まじめなという言い方はおかしいんですが、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいという要望。次に、こういった問題点があるというそういった苦情。それからもう一つは、非常に無理難題を言ってくるような、モンスターペアレントなんていう名前で社会問題化しつつあるといたしますか、そういった問題があるわけであります。

まず最初に、押しなべて教育の場に対するクレームとか、要望とかそういったものを受け止める場というものはあるんでしょうか。まず総論的にお聞きしておきたいと思います。

教育局政策企画担当課長

苦情も県民の皆様のご大切な御意見というふうにご受け止めておりまして、苦情も含めて県民の御意見を踏まえて、県も県教育委員会も県政あるいは県教育行政を推進するというようなスタンスであります。

そうしたことで、個々の職員はその姿勢を持って取り組んでいるんですが、そういう面で窓口としては大きく二つございまして、一つはわたしの提案、知事への手紙というような形で、教育委員会も含めて全庁的にいろいろな御意見が来るわけですから、県民部の方で取りまとめて、各部、各課に送るとというような一つの流れがございます。

そのほかに、各所属ごとにも当然、例えばメールとかお電話を頂く、そういう面で個々の所属も窓口になっているというような形で、個々の苦情も含めて対応しているというような状況でございます。

此村委員

これは県民の皆さんから見て、例えば知事への手紙という一つの制度というんですか、こういう形がある。2番目の各所属に連絡する場合は、何らかの形で、例えばこういったことで物を言いたいんだという人たちが、どこに電話すればいいのか、どこに行けばいいのかというようなことが分かるようなシステムといいますか、公表のされ方といいますか、広報の仕方といいますか、それはされているんでしょうか。

教育局政策企画担当課長

県民の方々から見ますと、どの部門でどの仕事をやっているのか、あるいはどの部門にどの苦情をするのか、なかなか分かりにくいというような点があるかと思えます。

そこで、例えば県のたよりあるいは県のホームページ、県の教育委員会のホームページも同様なんですが、ホームページの中に、まずメールなどの受付のところを設けておりまして、あるいは知事への手紙という制度がありますと、こういうことをお知らせして、受けたところがしかるべきセクションに転送といいますか、届けて対応する、そういうよう

な仕組みになっております。

此村委員

分かりました。

それをお聞きしておいて、次をお聞きしたいんですが、いわゆるモンスターペアレントについて、簡単に分かりやすくお聞かせいただきたいと思います。

子ども教育支援課長

いわゆるモンスターペアレントのお尋ねでございますが、具体的にこの言葉を定義したものはございませんが、一般的には、学校に対して自己中心的な理不尽な要求を繰り返す保護者のことを意味する言葉として使われるようでございます。

此村委員

大体皆さん御存じだと思うので改めて申し上げませんが、いわゆるモンスターペアレントの問題に対して、それぞれ現場も、教育委員会なり学校が大変苦勞していると、こういう話も聞いているわけであります。

そんなことで、本県の状況をちゃんと把握しているのかどうか、体制はどうなっているのかということで、若干お聞きしたいと思っておりますが、まずモンスターペアレントの実態について、東京都で6月に実態調査を行ったというふうに聞いておりますけれども、その結果を含めてお尋ねしたいと思います。

子ども教育支援課長

東京都の調査のお尋ねでございますが、この調査は今年6月に東京都内の公立の幼稚園、小・中・高等学校など約2,400校を対象として、公立学校における学校問題解決施策の検討に関する調査という名称で実施されたものでございます。

それによりますと、2007年度に発生した各学校単独では解決が困難なケース、これが326件ほどあったそうでございます。各ケースの具体的な内容といたしましては、担任の指導に対して納得がいかず、どう喝やおどしを繰り返した。あるいは高校の授業料を徴収しようとする、保護者がおどしませがいの言葉を使って逃れると、こういった内容でございます。

また、発生状況を幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれの校種別に見ていきますと、子供の年代が上がるにつれて発生率が上がる傾向にある。こういったことが東京都の調査から報告されております。

此村委員

東京都以外でこういった具体的な調査を行った道府県はあるのでしょうか。

子ども教育支援課長

現在、私どもが承知している範囲では、こうした大規模な実態調査を行っている道府県はないというふうに承知しております。

此村委員

今、課長の方からお話がありました。私も若干東京都の資料を取り寄せて見させてもらいましたが、その調査結果では、幼稚園から小・中・高の調査をしておりまして、やっぱり上に上がっていくに従って発生率が増えていると、こんな実態もあるようであります。ということは、高校が一番多いと、こういうことなんですが、本県はこうした実態を調査

されているでしょうか。

子ども教育支援課長

本県におきましては、すべての小・中学校を対象としたこういった実態調査については、これまで行ってきておりませんが、市町村教育委員会の指導課長を集めた会議等で、こういった理不尽な要求を繰り返す保護者等の対応についてをテーマとして協議を行っておりまして、その協議の場におきまして、各市町村で実際にあった事例などについては事例を出し合って、課題の解決の方策等について共通理解を図るということはしております。

しかしながら、実態につきましては、今後より詳細な実態把握が必要であると認識しております。

高校教育課長

県立高校につきましても、細かな実態調査というのは実際に行っておりませんが、学校長からの相談事例とか、あるいは生徒指導の担当者会議等でそういうような事例について報告をし合うというようなことは聞いております。

私どもとしても、先ほど子ども教育支援課長が答弁させていただいたような事例というものもある程度つかんでおりますけれども、やはり細かな実態調査というのが必要かというふうには考えております。

此村委員

今お話があった各市町村から上がってきた事例を幾つか代表的なものを紹介していただきたい。それでどのように対応したのかをお聞かせいただきたいと思います。

子ども教育支援課長

市町村からの事例でございますが、幾つか御紹介いたしますと、年度途中での学級担任の交代、あるいはクラス替えを要求してくるケース。あるいは不登校になったのは学校が原因なので、欠席扱いしないでほしい。さらには英語の検定試験の日と運動会の日が重なったので、運動会の日を変えてくれと、こういった要求等がございます。

こういったことに対する対応でございますが、具体的には、横浜市や横須賀市において今年から取組を始めた例がございます。横浜市では学校課題対応チームというものを新設しまして、退職校長4名が学校支援員として必要に応じて支援に当たる。また横須賀市では、学校長が直接法律の専門家である弁護士に相談して、指導、助言を受けるという、教育委員会が弁護士と委託契約を結ぶ、そういった取組がされております。

此村委員

いろいろとお話をお聞きいたしますけれども、非常に現場では大変苦慮されていると。

実は、おととい、この中で見られた方もいらっしゃるかもしれませんが、たまたま家へ帰ってテレビをつけたら、教師とモンスターペアレントとテレビのタレントみたいな人たちがわあわあやっています、私も途中で嫌になって見なくなったんですが、実態は確かにすごいんだということと、ああいうテレビで出てくること自体が、非常に多くのところで行われているということと、また、ああいったことによって、また国民の関心も深まってくるというようなことがあります。きちっと対応していく必要があるだろうというふうに思うわけでありまして、

県として今もう既に両課長の方から、調査をしていきたいというようなお話がございましたけれども、具体的に、小・中・高、それぞれに各市の、途中で教育委員会が入っているわけでありまして、それぞれきちっと調査をしていくということですが、具

体的に、いつごろ、どのような形できちっとやっていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

子ども教育支援課長

小・中学校、また子ども、特別支援学校も所管しておりますので、そういった子どもの所管している学校につきましては、市町村教育委員会あるいは校長会等の関係機関の協力を得て、早急の実態調査の準備を行いたいと考えております。

実施時期につきましては、今後、そういった関係機関との調整の必要がありますことから、来年の1月末辺りを目途に実施をしまいたいと考えております。

高校教育課長

子どもの所管しております県立高校につきましても、子ども教育支援課と合わせまして、校長会との日程調整も含めまして、ほぼ同時期を目標にやりたいと考えております。

此村委員

早速の対応、有り難いと思っております。

それで、問題は調査をしたと、そして恐らく大体東京都がやったような結果が想定される。また神奈川らしい一つの形も出てくるかどうか分かりませんが、ある程度が出てくるわけです。恐らく結構深刻な問題として、現場ではとらえている、悩んでいるというような結果が出てくるんだろうと思うんですが、その後、この調査を受けての対応ということが、当然想定されるわけでありましてけれども、例えば、埼玉県の方では対応マニュアルをつくって各学校なり市教委の方に出しているとか、それから先ほども横浜の例を出されたけれども、解決支援チームみたいなそういったのをつくるとか、それからそういった窓口をつくるかという具体的なものが考えられるわけですが、どのような対応を考えていられるのか、今言えることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

子ども教育支援課長

まずは調査を実施して、実態を正確に把握した上で、いわゆるマニュアルの作成あるいは相談窓口の設定等も含めまして、今後の具体的な支援の方策について検討を進める必要があるかというふうに考えております。

特に、いわゆる対応マニュアルにつきましては配付するだけではなく、実際に各学校で活用されなければ意味がないと思っておりますので、本県で実際に起こった事例等につきまして、解決に至ったケースなどを調べまして、そういったことを盛り込みまして、市販されている本にはない神奈川らしいものを作成する必要があるかというふうに考えておりますので、今後、校長会などとも連携して、実際の学校現場の声も十分に聞きまして、市町村教育委員会のニーズ等も把握しながら、学校で実際に生きて役に立つマニュアルの作成について前向きに検討してまいりたいと考えております。

高校教育課長

県立高校につきましても、子ども教育支援課と歩調を合わせまして、小・中・高一体となって使えるようなマニュアルについて、前向きに一緒に検討していきたいと考えております。

此村委員

マニュアルとともにやっぱり具体的な弁護士等を入れた対策チームとか、そういったものが当然考えられるだろうと、そのように思っておりますので、対応していただきたいと

いうふうに思っております。

この問題、いろいろなところで話を聞きますと、私もよく地域でいろいろな先生方を知っていますが、かなりノイローゼになって、ほとんど長期の休職に追い込まれたとか、中には退職したなんていう人も出るぐらい深刻な問題になっていることも事実であります。

要するに、クレーマーといわれるそういった人たちの三種の神器というのがあるんだそうで、ちょっと本を読みましたら、その第1番目が議員だということです。議員を通じて学校とか県教委を責め立てると、こういうことで議員ということと、2番目が弁護士、それから人権団体みたいなのを通じてやってくる、これが2番目だそうで、3番目がマスコミだと、こういうことでございまして、私たちもいろいろな相談を受けるわけでございまして、本当に相談を受けて相談を吟味し、対応を誤ると、加担をしてしまうということもあり得ないことはない、こういうことで私たちも自重自戒をしていかなければならないと、こういうふうに思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、モンスターペアレントは着実に、かなりのスピードというか、そういうので増えているということが事実のようでございますので、その辺の対応をしっかりしていただいて、本当に教員の皆さんが安心をして教育に専念できるよう、そして何かあったときにはきちっとまた相談できる、またそんな対策をとってくれるような、そんな部門を、また対策、対応をしていただきながら、そういったモンスターペアレントの問題は、神奈川県からできたら一掃していただくような取組をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました